

7月24日 申4号

「乗務員勤務制度の見直しについて」並びに 「賃金制度の改正について」に関する申し入れを提出!

【共通】

1. 乗務労働の特殊性を堅持した制度の見直しとすること。

【乗務員勤務制度の見直し】

- 2. 鉄道輸送の安全を確保するための現行の課題克服、環境整備の時間の確保が必須のため、支社企画部門社員および当務主務の乗務については実施時期を再考すること。
- 3. 短時間行路についても標準数として算出するとともに、短時間行路数に対して基本的に乗務する現在員数を確保すること。
- 4. 乗務率の向上に踏まえ、乗務員の負担を軽減するために以下の通り実施すること。
 - ①一般線区における長時間拘束の行路を短縮するよう改善すること。また、一般線区での1勤務の拘束時間は、稠密線区 に準じること。
 - ②睡眠を目的とする乗務の中断については、運転士・車掌ともに到着点呼から起床点呼まで6時間以上確保すること。
 - ③食事を取り得る時間については労働時間 A から労働時間 A までの間を確保した上で、現行時間に対して 10 分付加すること。
- 5. 育児・介護勤務については、職場のニーズに合った短時間行路を設定するとともに、より利用しやすい制度とするために、 以下の通り実施すること。
 - ①日中帯の短時間行路を多く作成するとともに、短時間行路の乗務は育児・介護 勤務 A 適用者の希望を最優先とすること。
 - ②朝・夕帯の乗務や、6時間を超える勤務は本人が希望した場合のみとすること。
 - ③育児・介護勤務制度導入の趣旨に基づき、公正・公平感のある勤務指定を行うこと。
- 6. ワークライフバランスの視点から、以下の通り実施すること。
 - ①育児・介護勤務対象者に対する制度について、育児・介護勤務 A、育児・介護勤務 B、育児休暇、深夜業制限をそれぞれ小学校 6 年生までとすること。
 - ②育児・介護勤務B適用者に付与される育児・介護休日については、本人の希望日に取得できるようにすること。
 - ③全系統に育児・介護適用者への業務選択制を導入すること。
- 7. 育児・介護勤務制度の活用拡大のため、以下の通り実施すること。
 - ①育児・介護勤務を申請した場合の勤務地は、本人希望により居住地の最寄りとすること。
 - ②主要駅に事業所内保育所を設置すること。また、当社の運用形態から24時間保育を基本とすること。
- 8. 短時間行路の「その他時間」については、以下の通り実施すること。
 - ①短時間行路の「欠在」の取り扱いについては時間年休もしくは月間積算で処理し賃金確保するとともに、「欠在」の申請実績は人事考課に反映させないこと。
 - ②育児・介護勤務適用者以外の乗務員が短時間行路に乗務した場合の「その他時間」については、待機として扱うこと。
 - ③勤務発表後においても「その他時間」の範囲内で「欠在」の取り扱いを行えるようにすること。
- ④育児・介護勤務適用者以外の乗務員が短時間行路に乗務した場合についても「欠在」の取り扱いを可能とすること。
- 9. 指導員等について、制度の見直し以降も安全性向上や技術継承のできる指
 - 導体制とするため、以下の通り実施すること。
 - ①指導員等の短時間行路への乗務については指導員等の現在員純増後とすること。
 - ②「運輸のプロ」から指導担当への拡充を図ること。
 - ③指導担当は安全と技術継承の柱であるため、短期間での転勤は行わないこと。
- 10. エルダー社員は、短時間行路での乗務を選択可能とすること。
- 11. 乗務に集中できる環境の整備を行うとともに、設備改良の予算を確保すること。
- 12. 稠密線区と一般線区の特情を踏まえて、運用等については各地方で議論を深めること。

【賃金制度の改正】

- 13. 行先地での乗務待機している時間に対して手当を支給すること。
- 14. 乗務労働の特殊性に踏まえ、手当について以下の通り支給すること。
 - ①乗務員手当のキロ額について増額すること。
 - ②乗務員手当の時間額について、ワンマン加給を210円に増額すること。
 - ③乗務員(構内入換乗務員を含む)の深夜早朝勤務手当の支給額は、第1号②を適用すること。
 - ④拘束時間が24時間以上の2暦日に渡る勤務をした場合で、深夜早朝勤務手当の支給額(5)の始終業時刻を3回以上跨いだ場合は、(2)と(5)を併せて支給すること。なお、そのケースに合わせ(6)として新設すること。
 - ⑤深夜早朝勤務手当の支給額(5)の適用条件について、拘束時間を撤廃し、始終業時刻のみとすること。
 - ⑥賃金規程 96 条 2 項(1) については廃止しないこと。

本部交渉団を支え、職場組合員の声を基に交渉を創り出そう!